

宗団法人「沖縄バプテスト連盟」回転資金運営規程

前 文

宗団法人沖縄バプテスト連盟（以下「連盟」という。）は、加盟している教会並びに連盟が管理運営する事業に対し必要な資金を貸付ける目的をもって回転資金を設定する。この資金は教会並びに各事業それぞれ所与の活動及び業務を自律的に推進するために必要な資金を本規程に基づいて貸付し、有効かつ公正に運用せられなければならない。また、回転資金を利用する団体は本資金設定の趣旨にしたがい、誠実に債務を履行しなければならない。

第1章 資金の設定及びその利用条件

第1条 本回転資金は、次の金員をその貸付資金とする。

- (1) 連盟からの指定献金及び回転資金から生じる果実
- (2) 加盟教会及び事業団体からの献金
- (3) 本回転資金の趣旨に賛同してなされた団体及び個人からの献金

第2条 本回転資金は、加盟教会または事業団体が自己の負担において行なう各号に掲げる目的のために所用経費の全部または一部を貸付する。

- (1) 土地の購入
- (2) 建物の新築及び修繕
- (3) 借地及び借家
- (4) 設備の改善
- (5) 什器備品の購入
- (6) その他委員会が必要と認めたもの

第3条 本回転資金貸付を受けられる団体は、加盟教会及び連盟の事業団体とする。

第4条 本回転資金の貸付を受けようとする団体は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 貸付を受けようとする団体の計画が、その団体の本来の目的を達成するために必要欠くべからざるものであること。
- (2) 貸付を受けようとする団体に借入金を返済する能力があること。
- (3) 貸付を受けようとする団体が、すでに貸付を受け、その借入金を誠実に返済している場合は、資金に余裕がある時に限り、本規程及び別に定める施行細則に基づき貸付の限度額と残存借入額との差額を限度として借入申請をすることができる。

第2章 回転資金の運営

第5条 本回転資金の維持と運営は総務部があたる（以下「総務部」という。）。

- (1) 総務部は回転資金の運用にあたり、その事業について理事会に対して責任を負う。

第6条 総務部は資金の保管、利用の方法及び貸付の可否、返済の方法並びに回収困難または不能の場合は処理方法などの資金の維持運用の必要な事項を処理するものとする。

第7条 総務部は3分の2以上の出席で成立する。

- 2 総務部の議事は委員の3分の2以上の賛成により決定する。
- 3 総務部に出席できない委員は、書面による意見開陳はできるが、代理人による出席及び書面または代理人による表決はできない。
- 4 総務部の議事に利害関係にある委員は、その議事に参与することはできない。

第 8 条 総務部は各号の職務を行なう。

- (1) 年間の資金需要に関する計画の立案
- (2) 年間の貸付に関する計画の立案
- (3) 借入申請に関する審査及び理事会への推挙

第 9 条 総務部の業務は性質に鑑みて誠実公平を旨とし、確実にこれを執行し、資金の円滑な運営に努めなければならない。

第10条 総務部は少なくとも年一回業務報告及び決算書を理事会に提出しなければならない。

- 2 理事会は必要に応じて委員会に対して業務報告並びに会計報告を求めることができる。

第11条 理事会は総会に対し、回転資金の業務並びに決算に関する報告をし、その承認を受けなければならない。

第 3 章 回転資金の貸付

第12条 貸付を受けようとする団体が法人である場合には、法人が借入債務者となり、その法人の役員は個人の資格において連帯して債務を負担するものとする。

第13条 貸付を受けようとする団体が、まだ法人組織をしていない場合はその団体の長が借入金の債務者となり、その団体の役員は個人の資格において、団体の長と連帯して債務を負担する。

- 2 教会の経営する幼稚園、保育園、その他の事業のために貸付を受けようとする場合には、経営者である教会が借入金の債務者として責任を負わなければならない。

第14条 前 2 条に従って個人の資格において連帯債務を負担した役員が退任した時は新役員が前任者に代わって連帯債務を負担することを承諾した時に限って、その役員は退任後、この債務を免れるものとする。

第15条 貸付限度額については施行細則で定める。

- 2 貸付額は基金の状況及び返済能力に応じ、理事会で定める。

第16条 本回転資金の運用を円滑にし、かつ、その業務執行に必要な経費を当て、本回転資金の趣旨を維持拡大していくため、借り入れを受けた団体は応分の献金を約束する。

第17条 貸付金を一定の期間内に年賦で返済するものとする。その期間は施行細則で定める。

第18条 貸付金を受けようとする団体は所定の申込書に次の事項を記載してこれを委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体及び役員名
- (2) 借入希望金額及びその用途
- (3) 返済金支払い計画及び支払い方法の基礎となる計画書並びに収支計算書
- (4) 借入を決定した会議の決議録

- 2 前項 2 号の用途には事業計画書、費用見積書、平面図等を添付しなければならない

- 3 第 1 項 3 号の収支計算書には、団体の前年度の収支計算書を添付しなければならない。

第 4 章 貸付金の審査、決定、契約解除

第19条 総務部長は、借入の申込を受理した時、ただちに申込団体について書類審査をし、総務部を開くものとする。

第20条 総務部長は前条の総務部の結果を理事会に報告する。

第21条 理事会は総務部の報告に基づき、貸付の可否を決定し、総務部に通知するものとする。

2 貸付の可否に必要な事項は、施行細則で定める。

第22条 総務部は、理事会の通知に基づき、直ちにその決定を申込団体に通知しなければならない。

第23条 貸付決定の通知を受けた団体は、所定の方式に従って貸借契約証書を作成してそれを総務部に提出し、借入金の交付を受けるものとする。

第24条 総務部は、貸付金を受けた団体が所定の用途のために使用しない場合は貸借契約を解除し、直ちに貸借金額を返還させなければならない。

第25条 総務部は、貸付を受けた団体が正当な理由なくして3ヶ月以上にわたって、この借入金によって着手すべき目的を中止し、または延期しているときは、前条に準じて契約を解除し、貸付金を返還させなければならない。

第5章 規程の解釈及び変更

第26条 この規程の解釈につき疑義が生じた時は理事会が委員会の意向を徴した上で決定する。

第27条 この規程の変更については、連盟規程を準用する。

付 則

1. この規程は1983年5月1日より実施する。
2. この規程は1992年5月1日より実施する。
3. この規程は1996年12月1日より実施する。